様式第５号（第５条関係）

　　　第　　号

年　　月　　日

　様

吉岡町長

吉岡町移住支援金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け申請のあった吉岡町移住支援金については、以下のとおり移住支援金の交付を決定したので、吉岡町移住支援金交付要綱第５条の規定により、通知します。

１　移住支援金の額（不交付の場合はその理由）

　　　　　　　　　　円

（備考）

１　吉岡町は、吉岡町移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に吉岡町から転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額

・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に吉岡町から転出した場合：半額

２　吉岡町は、吉岡町移住支援金支給要綱の規定に基づき、吉岡町移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。※裏面も確認してください。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（吉岡町使用欄） |  |